

市役所各課へは
代表番号
(☎24・1111)
からお戻します



祝日の可燃ごみ収集

市クリーン推進課 (☎②0661)
●10月13日(体育の日)＝収集します
●11月3日(文化の日)＝休みます
市有地を公売します

市役所住宅課

場所＝白岳町(1区画) 榎方町(1区画) 東山町(1区画)
入札の申し込みは10月下旬、入札は11月上旬を予定(詳しくは市役所前と各支所の掲示板に公告します)

佐世保駅周辺再開発地区の事業用地を分譲(常時公募)します

市役所佐世保駅周辺土地区画整理事務所
場所＝佐世保駅周辺土地区画整理事業施行地区内(2区画) 分譲方法＝価格公開の上、先着順の随意契約申し込み 市役所12階・同事務所

電話加入権を公売します

市役所納税課
とき＝10月22日10時 ところ＝市役所3階・理事者控室

10月は市県民税第3期分、国民健康保険税第5期分納付月です

市役所納税課
口座振替や納税組合のご利用を。

平成16年度新入学児童の健康診断

市教育委員会学校教育課
対象＝平成9年4月2日～同10年4月1日生まれのお子さん 10月1日現在の住民登録を基にはがきでお知らせします。

10月1日は「浄化槽の日」

市環境保全課 (☎②1787)
公共下水道の事業計画がない地域ではトイレを水洗化し、川や海の水をきれいに保つために、浄化槽設置にご協力を。条件に適合すれば、浄化槽設置には補助金が交付されます。

野ザル出没にご注意

市環境保全課 (☎②1787)、
県北振興局総務企画課 (☎②0374)、最寄りの警察
最近、市街地でも野ザルが、出没することがあり、食べ物などを与え

風俗営業などの制限あり

女性の悩みごと、子どもの人権相談所が開設

長崎地方裁判所佐世保支部庶務課 (☎②4850)
とき＝10月15日10～16時 ところ＝市産業会館(松浦町)、相浦地区公民館 相談内容＝家族などの暴力、職場などの問題、子どもの人権問題 相談無料、秘密厳守

無料調停相談会

長崎地方裁判所佐世保支部庶務課 (☎②9175)
とき＝11月10日10～16時 ところ＝アルカスSASEBO・3階 相談内容＝金銭貸借、土地建物、損害賠償、家族・近隣・職場などの問題

はかりは定期検査が必要です

市消費生活センター (☎②2592)
商店や病院などで使用する業務用(取り引き・証明用)のはかりは、計量法による定期検査が必要です。検査を受けていない場合は、同センターにご連絡を。

たり、からかつたりすると、危害を加えることがあり危険です。サルを発見したときはご連絡を。

ごみを焼却するときはご注意を

市廃棄物・リサイクル対策課 (☎②0660)
次の場合を除いて廃棄物(ごみ)の焼却はできません 廃棄物処理法の基準に従う場合 公益上、社会の慣習上やむを得ない場合 周辺地域の生活環境に与える影響が軽微と認められる場合

旧日本赤十字社看護看護婦などへ書状を贈呈します

総務省大臣官房管理室業務担当 (☎03・5253・5182)
旧日本赤十字社看護看護婦と旧陸海軍従軍看護婦だった人へ内閣総理大臣の書状を贈呈します 対象＝外地での勤務経験があり、加算年を含めた勤務期間が12年未満で日本国籍を持つ本人 請求期限＝平成17年3月31日

漁業センサスにご協力を

市役所企画調整課
漁業の実態を調査するため、調査員が対象世帯などを訪問します。調査結果は、統計資料作成のためだけにしか使用されません。ご理解とご協力をお願いします。対象＝11月1日現在で漁業を営む世帯や会社など

違法な貸金業者に「ご用心」

市消費生活センター (☎②2591)
ガードレール広告などを見て、連絡先が携帯電話である無登録の貸金業者から借り入れ、違法な高金利を請求される被害が多発しています。

全国地域安全運動

佐世保警察署 (☎③0110)
期間＝10月11～20日 重点目標＝犯罪のない安全で住みよいわが街づくり 少年の薬物乱用防止 暴力追放(暴力団の排除) けん銃などの銃器根絶

国民年金保険料の前納制度をご存じですか

佐世保社会保険事務所 (☎③1148)
保険料をまとめて前納すると、保険料が割引されます。本年度分は、10月中に残りの6カ月分を前納すると、六百五十円が割引されます。

国保の変更届けは2週間以内に

市役所戸籍住民課、各支所
転入、転出、健康保険の種類や記載事項に変更があったら、世帯主が戸籍住民課が各支所で手続きを。ほかの健康保険に加入しても、国保をやめる手続きをしていないと、保険料を二重に支払う恐れがあります。

調査期間＝10月下旬～11月上旬

建設リサイクル法による一斉パトロールを実施
市役所建築指導課
10月29日に、建築物解体中の現場や建設現場などで、建設資材廃棄物の分別解体、再資源化などが適正に行われているかを見回ります。

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿をご覧ください

市選挙管理委員会事務局
とき＝10月20日～11月3日 ところ＝同事務局(土、日曜、祝日は市役所1階・管理員室) 有資格者＝昭和58年12月6日までに生まれた漁業経営者(法人含む)と家族、従業員で、年間90日以上働いている人。9月1日現在で同名簿を作成

雇用再生集中支援事業のご利用を

佐世保公共職業安定所 (☎③8609)
不良債権処理の影響による離職者の発生や、出向、休業などの雇用調整を行う場合、事業主が雇用調整方針を公共職業安定所に提出すると、内容に応じて離職者などの対象者を早期再就職のために支援します。

国保への加入手続きが遅れると、最高3年前までさかのぼって国保税を納めることとなります。

退職者医療制度

市役所戸籍住民課、各支所
条件はありますが、会社などを退職して国民健康保険に加入した人が75歳になるまでこの制度で医療を受けることとなります 患者の費用負担＝本人、被扶養者(家族)とも通院、入院にかかわらず3割(70～74歳は1割または2割)

平成14年度決算における国保医療費と保険料

市役所国民健康保険課
国保の加入者数＝八万四千四百七十七人(四万六千四百六十五世帯) 患者側が支払う一部負担金を除き、本市国保が支払った医療費と老人医療への拠出金の合計＝百七十六億七千四百万円(加入者一人当たり年間二十一万三千九百九十九円) この医療費は加入者一人当たり七万五千六百五十二円の保険税と国の補助金、市からの繰入金十五億七千七百円(一人当たり一万八千七百四十六円)などで賄っています。毎日の暮らしの中で家族の皆さんが健康に留意し、医療費の節減にご協力ください。

個別労働紛争解決制度のご利用を

長崎労働局総務部企画室 (☎095・846・6343)
職場のトラブル(解雇、配置転換、賃下げなど)について、円満解決のため援助します。



市男女共同参画推進センター・スピカ(☎857の0863、三浦町2の3、☎③3828)

日常生活の中で「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった社会的・文化的性差「ジェンダー」による制約を受けた思いなどを、五七五の川柳で表現してください。応募作品の中から選考し、12月6日開催の「スピカまつり」講演会時に展示します。(来場者の投票により入賞の3作品を選考) 一人2作品まで応募できますが、著作権など第三者の権利を侵害しないものに限り応募者全員に来年2月1日のスピカまつりワークショップ開催時に同所へ、参加賞を差し上げます 応募方法＝氏名、住所、電話番号、年齢(学年)、性別を書いて、郵送で同所へ締め切り＝10月31日必着



人権教育のための国連10年・佐世保市行動計画②国・県および企業関係団体との連携 人権教育を効果的に推進するには、国・県をはじめとする公的機関や、企業や団体との連携が必要です。本市では、公的機関が企業や団体などへ講師の派遣や教材などを提供するだけでなく、お互いの協力体制の強化を図ってまいります。お尋ね 市役所人権啓発課